

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 28 日

公益財団法人大阪府私学総連合会
理 事 会 御 中

公益財団法人大阪私学総連合会

監事 内 藤 芳 雄  印

監事 釜 谷 尊  印

私ども 2 名は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度について、下記のとおり監事監査を実施したので報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

(1) 会計監査について

会計監査人から監査報告を受け、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表」等という。）の適正性を検討した。

(2) 業務監査について

理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務状況を監査した。

2 監査の結果

(1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、財務諸表等の適正性について、とくに問題となる事項は認められなかった。

(2) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制については、会計監査人からの通知のとおり適切であると認める。

(3) 事業報告書の内容については、特に問題となる事項は認められなかった。

(4) 理事の業務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な過失は認められなかった。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月28日

公益財団法人大阪府私学総連合会
理事長 野田 賢治 殿

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

池田剛士



<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人大阪府私学総連合会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅠ-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。